

Title	合衆國連邦裁判所における州法： スイフト對タイソン事件からエリー鐵道會社對タムキンズ事件まで
Sub Title	State law in the U.S. federal court from Swift v. Tyson to Erie R.R. Co. v. Tompkins
Author	平, 良(Taira, Ryō)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1955
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.28, No.12 (1955. 12) ,p.23- 47
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19551215-0023

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

合衆國連邦裁判所における州法

——スィフト對タイソン事件からエリー鐵道會社對タムキンズ事件まで——

平

良

- 一 序言
- 二 スィフト對タイソン事件まで
- 三 スィフト對タイソン事件の法則
- 四 スィフト對タイソン事件の展開
- 五 エリー鐵道會社對タムキンズ事件の内容
- 六 結言

一

合衆國は連邦であり、本來は主權を持つてゐる諸州の權限の一部が、連邦の國家的な諸機關に委任されていることは明らかであり、合衆國憲法の國家の諸組織に關する諸條は、このような連邦の權限を示している。しかしながら、連邦と州との關係は、合衆國憲法自體が連邦主義と州權主義の妥協の所産であることから、又、基本法としての憲法法典にともなうやむをえない制約であるかもしれないが、憲法上の規定が概括的であり、後に多種多様の解釋をひき起すことになり、連邦と州

との關係は、建國以來現在にいたるまで、法及び政治の領域において、その中心問題の一つとして論ぜられて來ている。

このような連邦と州との關係は、歴史的に連邦主義と州權主義の抗争の問題としても、現在の政治制度の面からも論ずることが出来る。又、當然、立法や行政の點についても研究すべき面が残されているが、本稿においては司法的な面について考えたい。しかしながら、司法的な側面から考えるにしても、なお、それを司法審査 *judicial review* 特に連邦裁判所における州法の審査の問題について、連邦裁判所と州裁判所の管轄權や、競合管轄權 *concurrent jurisdiction* について、又、準司法的な州際通商委員會 *Interstate commerce commission* の働きから、ならに、合衆國が多く法の領域に分れ、各々獨自の法を持つていることから生ずる、州際私法ないしは法の抵觸 *conflict of laws* などの面からも考えなければならぬ。けれども、本稿においては、連邦裁判所における判決の法則としての州法、特に州判例法と州制定法の解釋を伴う州判例の連邦裁判所において占める地位といったものを、その主要判例である一八四二年のスイフト對タイソン事件⁽¹⁾（以下、タイソン事件と引用）、並びに、それをくつがえしたといわれる、一九三八年のエリー鐵道會社對タムキンズ事件⁽²⁾（以下、タムキンズ事件と引用）を中心として考えてみたい。

合衆國憲法には、それぞれの洲法を「充分な信頼と信用」*full faith and credit* をする條項（第四條）、連邦憲法や連邦議會制定法などを「最高法規」*supremacy* とする條項（第六條）のごとく、州法の地位や連邦法と州法の關係を示唆している規定、及び、若干の修正箇條に見られる州法の限界づけに關する規定はあるが、合衆國の裁判所において適用さるべき州法に關しては明示していない。司法に關して規定した第三條には「本憲法、合衆國の法律及び條約」にもとずき發生した事件の解決を示しているだけである。州法の連邦裁判所における地位を示したものは、一七八九年の裁判所法 *Judiciary Act* 第三四條である。すなわち、

「合衆國の憲法、條約、若しくは制定法が別段の規定をしていない場合を除いて、諸州の法 *laws of several states* は、合

衆國裁判所におけるコモン・ロー上の審理において、合衆國裁判所の取扱う事件について、判決の法則 *rules of decision* と考えられる。」

と規定している、上記の法律は一八七四年、一九一一年及び二六年の法律によつて、それぞれかわられているが、字句上の若干の修正の他は、同趣旨の條文として續いて來ている。ただ、一九四八年の法律では「合衆國の制定法」*statutes of the United States* を「連邦議會の法律」*Acts of Congress* に、「コモン・ロー上の審理におつて」*in trial at common law* を「民事の訴訟において」*in civil actions* にかえてゐる。前者については文體上の問題であるが、後者は實質的な變更といえる⁽⁴⁾。けれどもこの修正はコモン・ローを狭く解して、エクイティを排除することがないようにしたのであり、この原則が問題とされるのは私的な争に關するものであることを明示したものと考えることが出来る⁽⁵⁾。

後にタイソン事件やタムキンズ事件において問題とされるにいたつたのは、この法律にあらわれている「各州の法」とは如何なるものであり、特にその「法」*laws* という語は州制定法 *state statutory law* のみを指すものであるか、州判例法 *state decisional law or common law* を含むものであるかということに、その事件の論點の一つが考えられているともいえるのである。特に、ここに用いられた「法」*laws* は一般の用例に従えば有權的に示された場合を意味しているのである。時には廣く用いた場合の制定法という語に近いとも考えられるからである。もつとも、この法律が制定された當時に、その後生じた *law* と *laws* を嚴格に區別することがあつたかという點を考へてみると、ブラックストーン *Blackstone* においても、ケント *Kent* においても、さほど嚴格にこの區分をしていたとは考えられない⁽⁶⁾。従つて、この法律においてはこの両者が同じことを意味していると解して誤りはないように思われる。

(1) *Swift v. Tyson*, 16 Pet. 1, 10 L. Ed. 865 (1842)

(2) *Erie Railroad Co. v. Tompkins*, 304 U.S. 64, 82 L. Ed. 1188 (1938)

(3) 合衆國憲法の修正第一—第十條は州に對する規制でもある。特に第十條は「憲法によつて合衆國に委任されず、又州に對して禁止されてない權限は、夫々州或は人民に保有される。」ことが明らかである。修正第十三條(奴隸禁止)修正第十四條(正當手續及び平等保護)をはじめとして以下の條項に州の權限の行使を規制するものが見られる。

(4) J. W. Moore; *Commentary on the U. S. Judicial Code*, p. 308

(5) 革命時及びその直後は、獨立したエクイテイの管轄權は、諸州においてまったく初期の段階にあつたのである。従つて連邦裁判所のエクイテイ管轄權がイギリスの大法官府裁判所になつたのは後のことであつた。故に、國家の司法部は、州において發展することが認められたエクイテイ裁判所に先んじて、連邦のエクイテイの先例に従つたのである。Boyle v. Zacharie, 6 Pet. 635 (1832); U. S. v. Howland, 4 Wheat. 108 (1819); Robinson v. Campbell, 3 Wheat. 212 (1818); M. Wendell; *Relations between the Federal and State Courts*, p. 116, n. 2 より引用。

(6) ブラックストーンはアメリカ法の形成期において大きな影響を及したといわれ、ケントはアメリカ法の最初の註釋書を著した。彼等二著書、W. Blackstone; *Commentaries on the Laws of England*; J. Kent; *Commentaries on American Law* において *law* と *laws* を明白に區別してはいない。この問題は、分析法學或はその亞流が行われるようになってから鋭くされて來たようである。Law と laws の區別はアメリカにおいては、例えは J. C. Gray; *The Nature and Sources of the Law*, pp. 84-112 参照。

二

連邦裁判所における判決の法則としての州法について論じている主要な判例はタイソン事件であるが、それ以前においても、この問題に示唆を與えている判例が無かつたのではない。既に一七九九年に、連邦裁判所は、一七八九年以前のペンシルヴァニア州の判例に従つてゐることが示されている。⁽¹⁾ 又、ヴァージニア州からコロンビア特別區を割讓したことからま⁽²⁾つて、連邦の直轄區における連邦法——その地區は、かつてはヴァージニア州の一部であつた——とヴァージニア州法との關係を示している、一八一六年の相互保險協會對ワッツ事件⁽³⁾は、裁判所は州法の下に付與された權利を無視しようとしてい

るように思われるが、結局はヴァージニア州法に従うかどうかは明らかにされていない。後にタイソン事件の判決をしたス
トリー判事 Story J. が反對に廻つてゐるのは興味あるところである。さらに、一八〇三年のマンデヴィル對リドル事件⁽⁵⁾
において、マーシャル長官 Marshall C. J. は、'もしも自由に法を適用出来るなら、或は解決しうるかもしれないが、ヴァ
ージニアの州法が不完全であり、後にヴァージニアの立法部や裁判所が救済策を定めるまでは、連邦裁判所は何もなすこと
が出来ないと考えている。このような判例は、一般に法分野を異にするに従つて結果が左右される傾向があり、又、或る
程度州法が明白である場合にはそれに従うといつたものであり、連邦裁判所における州法の地位を一般的に論じているとは
いえない。

一八一八年にロビンソン對キャンベル事件⁽⁶⁾がある。この判例においては、民事の事件において、連邦裁判所は州法を許容
するといつた傾向にあり、ケントはタイソン事件以前における主要な判例と考へていたようであり、その著の中にこの判例
が指摘されている。⁽⁷⁾ もつとも、この判例は、テネシー州にある連邦裁判所は、テネシー州の裁判所に慣習 usage があるに
しても、不動産回復訴訟 ejectment においてエクイティによる防禦を認めないとしてゐるものであり、直ちに州法に對し
て許容的であるとはいえない。ただ同判例が、テネシー州の裁判所の慣習としてゐることから、法であつたなら或は許容す
るとも考えられるのである。五年後に同趣旨の判決がされてゐるが、このような判例からは州法の効力について明白に説く
ことは出来ないのである。

一八二七年のジャックソン對チュウ事件⁽¹⁰⁾は連邦裁判所は不文法については、一七八九年以後の州裁判所の判例に従う義務
のあることを認めてゐる。タムソン判事 Thompson J. によると、

「本裁判所は州判例を適用する、それは州判例は本事件に適用されるべき法を定めてゐるからである。又、この過程について
付された理由は、土地に關する權限に適用される場合には、コモン・ローから生じた解釋の法則と共に、州制定法の場合に

も適用されるのである。統一を保つために、このような方法は不可避であり、さもなければ、州及び合衆國裁判所の構成が特殊なものであるために、誤りや混亂を生ずるであらう。⁽¹¹⁾」

と説かれている。この判例は、さらに、州制定法の州裁判所における解釋に言及している、後にグリーン對ニール事件⁽¹²⁾において、マッククリーン判事 MacLean J. によつて引用されている。

州制定法の解釋については、すでに、一八〇五年にマーンシャル判事は、明らかに反對のペンシルヴァニア州の最高裁判所の判例を参照せずに判決している。⁽¹³⁾けれども、一八二五年のエルメンドルフ對テイラー事件⁽¹⁴⁾においては州制定法を解釋する州判例を認めて來ているのである。そうして、それがさらに鋭く問題となつて來たのが、グリーン對ニール事件でもあつたのである。この判例において、裁判所はテネシー州裁判所の判決と調和をとつて行くために、土地に關する州制定法の解釋の從來の判例を放棄することを餘儀なくされているのである。マッククリーン判事の判示は主要と思われる點については疑問の形をとつているものが多く、内容を正確にはとらえ難いが、結局、連邦裁判所において、州法に見られる法が相牴觸しているということが、州市民にとつても不利益であり、連邦と州の訴訟の調和といつた點からも、一つの州に一つの法則が支配すべきであり、連邦裁判所が州判例の選擇に介入したことが正當化されているのであるといえるであらう。

この問題に關連して、一八三四年のホイートン對ピーターズ事件⁽¹⁵⁾は、同じマッククリーン判事によつて裁判所の立場が示されている。この事件は連邦法の優位が早くから認められていた特許權に關するものであるが、その事件の實情から、原告はアメリカに繼受されたコモン・ローに準據することを選んだのである。マッククリーン判事は、連邦においては、立法によつて繼受された場合は別にして、一般に合衆國にはコモン・ローが存在しないこと、そうして、「故に、コモン・ロー上の權利が主張された場合に、その争が生じた州において考えなければならぬ。」⁽¹⁶⁾としてゐるのである。

以上がタイソン事件までの主要な諸判例の概要である。これらの判決から考えられることは、或る州の判例は、その州の

中で生じた事件を連邦裁判所が處理する場合には、拘束力を持つたものであるし、又、マッククリーン判事の場合に見られるように、コモン・ロー上の問題についても論ぜられている。けれども、類似の事件について、連邦裁判所が、或る州の判例を他州にも用いるといつたことは意味していない。とにかく、この時代には、未だ州際間にわたる事件も少なく、連邦や連邦裁判所の権限も、後に見られるように擴張されることがなかつたことにもよるのであろう。このような判例の動向は、後のタインソン事件において、異つた、しかも決定的な解決を必要としたのである。⁽¹⁷⁾

(1) *Sim's Lessee v. Irvine*, 3 Dall. 425 (1799)

(2) 一七九二年に合衆國は首府をワシントンに定め、この地域を連邦の直轄するコロンビア特別區とした。一八〇〇年政府はここに移轉してゐる。この地區は従來はメリランド州及びヴァージニア州に屬してゐたのであり、このことから従來行われていた州法と、新しい連邦法の問題が発生したのである。

(3) *Mutual Assurance Society v. Watts*, 31 *Wheat*, 290 (1816)

(4) ただし、ストーリーイ及び彼と共に反對側に加つたリヴァインタム判事 *Livingston J.* の意見は記されていない。 *Wendell*, *op. cit.*, p. 117

(5) *Mandeville v. Riddle*, 51 *Cranch* 290 (1803)

(6) *Robinson v. Campbell*, 3 *Wheat*, 212 (1818)

(7) *Kent*; *op. cit.*, p. 341 ケントの註釋書が出されたのは一八二六—三〇年であり、タインソン事件は一八四二年であるから、初期のケントの著作にタインソン事件に言及していないことは當然である。ケントの著述は「ロビンソン對キャンベル事件において、連邦裁判所における民事訴訟においては合衆國裁判所はコモン・ローの存在と適用を許容する方向へ向つた。」となつてゐるのであり、コモン・ローという語を用い、州法という語は用いていない。

(8) ここに用いられてゐる慣習は *custom* でなく *usage* である。慣習法と見るよりも特別慣習、ないしは、事實たる慣習に近いものと考へて、法としての慣習とは區別して理解した。

(9) *Daly's Lessee v. James*, 8 *Wheat*, 495 (1823)

(10) *Jackson v. Chew*, 12 *Wheat*, 153 (1827)

- (11) *Ibid.*, 167
- (12) *Green v. Neal's Lessee*, 6 Pet. 291 (1832)
- (13) *Hudikoper's Lessee v. Douglass*, 3 Cranch 1 (1805)
- (14) *Elmendorf v. Taylor*, 10 Wheat. 152, 153-60 (1825)
- (15) *Wheaton v. Peters*, 8 Pet. 590 (1834)
- (16) *Ibid.*, 590, 657-58
- (17) 一八〇〇年頃から一八四〇年頃までは、ルイジアナ購入(一八〇三年)や對英戦争(一八一二—一五年)のごとく、國家主義を高唱せしめるような出来事もあるが、大體は反連邦主義の共和黨の時代である。ヴァージニア州やケンタツキー州の主張(一八九八年)に見られるような「連邦政府の權力は各州間の條約にもとづく。」といった考えや、一八三二年の南キヤロライナの離脱自由の宣言など、かなり強い州權主義の存したことを考えに入れる必要がある。

三

このような先行する諸判例があつた後に、タイソン事件が登場して来る。事實そのものはメイン州で振り出され、ニューヨークで受領された手形が満期になつても支拂われな⁽¹⁾いたために訴えられたものであり、被告によつてその手形は詐欺にもとずき振り出されているから約因 *consideration* が存しないという辯護をしているものである。この判例の意義は、この事件の解決にあるのではなく、又、この判例に述べられた商事判例法がどうい⁽¹⁾うものであるかということよりも、ニュー・ヨーク州にある連邦裁判所が同州の法に拘束されるかといつた點、さらに原則化すれば、連邦裁判所が州法に拘束されるかといつた點にあるのであつた。

この事件において、ストーリー判事は、裁判所法第三四條の「法」という語について、それは「常に地方的な性格を持つている事物に關する權利や權限——例えば、不動産物權に關する權利や權限、その他本來の性質上、不動であり、領域の外

に出ることのない性質を持った事項——に關連した、州判例及び州憲法、州制定法並びにそれを解釋している州判例を包含するのであつて、「もつ」と一般的 general な性格を持った問題⁽²⁾は包含しなかつた。一般的な問題というのは、地方的な制定法や判例法や慣習法以外のものであり、タイソン事件では、州が一般的な商法の問題を規制することが出来ないのであり、それは連邦に屬するものと考えられたのである。すなわち、商法に關連している州のコモン・ローは地方的なものではないから「法」の中に入らず、連邦裁判所の考える法によつて規律されるものとなるのであつた。

このことがタイソン事件において考えられる法則である。ここには併せて、本事件の審理に當つて問題となる事柄、既存の判例との關係を考えてみたい。ストーリーは先ず、手形がニュー・ヨーク州で受領されたのであるから、ニュー・ヨーク州の法が適用さるべきであるかを考え、ニュー・ヨーク州の判例を吟味している、その結果最近までは同州に適用すべき法が存在していたが、その後の二つの判例からこの法が疑わしくなり、この場合に連邦裁判所が州法に従うと正しい法が分らなくなるのではないかと考えている。そこで、連邦裁判所がどのような法にもとづくかということと關連して、商法の世界は地域的なものでなく、合衆國全體、さらにイギリスから全世界に共通な一般商法から考えるべきであるという立場を取つている。⁽³⁾この點について考えてみると、たとえニュー・ヨーク州の判例に従つたとしても、結果は同じであることも可能である。判例の事實からレイシオ・デシデンダイを決定し、それを次の事案にあてはめて行く判例法主義においては、しばしば、このように彈力的な法の解釋、適用がされていることが見られるからである。それにもかかわらず、ストーリーはニュー・ヨーク州の判例を避けているのである。

タイソン事件以前の判例について考えると、もつとも近似したものとしては、マーシャル判事によるマンデヴィル對リドル事件⁽⁴⁾がある。その判例においては、州法の下に救済策が定められていなければ事件の解決は出来ないのだが、タイソン事件はこれを強めて救済より實體そのものを問題にしたのである。さらに、タイソン事件を解決するに當り、既存の法が無か

つたのではなくて不確實であつただけであり、この點でもマンデヴィル對リドル事件を強めている。けれども、タイソン事件はマンデヴィル對リドル事件を論據にしたわけでないことは注意しなければならない、ここにこそタイソン事件の主要判例としての特質があるのである。

タイソン事件は後になりに批判をひき起している。同判決自身、カートン判事 *Carton J.* の補足意見 *concurrance opinion* をその中に含んでいる。カートン判事は、ストーリーリの述べる廣汎にわたる原理を樹立するに反對しているのであり、このような先例は豫期しているような統一性を成しとげるものではないことをかなり烈しく論じているのである。⁽⁵⁾ このことから考えて、タイソン事件にはかなりストーリーリ自身の個人的な見解が加つているものとも推論出来る。司法的な法創造を伴う判例法主義において、裁判官の影響は無視することが出来ないものがあるからである。

ストーリーリは、マーシャルやウェブスター *Webster* 等と共に、初期における、合衆國の國家性を肯定する立場、すなわち連邦主義者であり、國家主義の理論的な基礎づけを與えた代表者であつたことを指摘しなければならない。彼によると、連邦において、ばらばらの諸州の司法部の存在が法の地方的な差異を生ずることは好ましいものではなかつたのであり、この事件を通して合衆國の司法に内在する困難性を指摘して、統一的な法が單一の國家にとつて利益であることを論じようとしていたともいえるのである。⁽⁶⁾

ところで、十九世紀の初期においては、他の分野において連邦主義と州權主義の争がいちじるしく、又、反連邦主義の傾向が強かつた場合にも、合衆國の司法部はマーシャルによつて支えられた司法的國家主義 *Judicial nationalism*⁽⁷⁾ ともいふべき性格を持つていたのであり、合衆國の裁判所は連邦の權限の増大につとめていたともいえるのである。それにひきつづく時代にあつて、マーシャルやストーリーリの判例は批判にさらされたり、或は黙せざるをえなかつた、ということも生じて來たのである。⁽⁸⁾

(1) タイソン事件の概要は以下に述べるごときものである。これはタイソンが領收した手形に裏書きし、被裏書人スイフトに交付した。この手形はメイン州において振り出され、スイフトはニュー・ヨーク州において受け取っている。振り出し後六ヶ月内に支拂われるはずであったが、期間満了後支拂を拒絶したのである。タイソンの主張によると、彼が取引した者が詐欺師であり、その手形は詐欺にもとずいて作成されたのであるから執行しえないというのである。

この訴は連邦巡迴裁判所に提起されたが争點及び法について意見が分れ、最高裁判所に釋明を求めたのであつた。原則としては、善意の流通證券の保有者は、たとえ本来の當事者が、その爲替にもとずき現金をうることが出来なくても、裏書人から辨濟を受けられることが認められていた。ニュー・ヨークの法に従つて判決するならばタイソンは責任を免かれることが出来たのである。それは、善意の手形の取得者はそれを「取引の通常の過程」を通して得たものであるというのである。けれども、この場合にスイフトは面倒な手形を領收したので「取引の通常の過程」とは考えられなかつたのである。これに對して本文に書いたようにニュー・ヨークの法よりも一般的な商法に従つたものである。

(2) *Swift v. Tyson, op. cit., 18*

(3) *Ibid., 19* 例えは、スターリーはマンズフィールド卿 *Lord Mansfield* の判例 *Luke v. Lyde, 2 Burr. 883, 887* の中にあるキマロ *Cicero* の言葉を引用して、「一般的な法の効力を支えようとしたり、「イギリスにおいて同様の原理が統一的に行われて來てゐる。」と云つたことが擧げられる。

(4) 前出二七頁。

(5) *Swift v. Tyson, op. cit., 23*

(6) スターリーは寄託法 *Bailment* (一八三二年) 合衆國憲法 *Constitution of the U.S.* (一八三三年) 州(國) 際私法 *Conflict of Laws* (一八三四年) エキイテイ法理 *Equity Jurisprudence* (一八三六年) エキイテイ訴答 *Equity Pleading* (一八三八年) 代理法 *Agency* (一八三九年) 組合法 *Partnership* (一八四二年) 爲替手形法 *Bill of Exchange* (一八四三年) 約束手形法 *Promissory Note* (一八四五年) など多方面にわたり註釋書を著し、これを通して彼の考え方を知らることが出来る。又、刑法の領域では、*ロモン・ロー* 上の犯罪は合衆國に對する犯罪にならぬという從來の判例 (*U. S. v. Coolidge, 1 Wheat. 415 (1816); U. S. v. Hudson, 7 Cranch 32 (1812)*) があつたのに對して連邦刑法典を作成しようとしたのである。これはいふまでもなく連邦法の領域を擴大しようとするものである。一八二五年の犯罪法 *Crimes Act* はその意圖の一部を實現している。このような、その著作や業績においても連邦權力の擴大と、商法の普遍性を強調していることをうかがうことが出来るのである。 *Wendell, op. cit., pp. 125-27* 參照。

(7) A. H. Kelly & W. A. Harrison; *The American Constitution*, Ch. 11 John Marshall and Judicial Nationalism, pp. 272-99; C. B. Swisher; *American Constitutional Development*, Ch. 6 Growth of Federal Judicial Power, pp. 98-112.

(8) 例えば、*ドレッド・スコット事件* *Dred Scott Case* (1857) が現れて来たりしたことは、その政治的な面を除いたとして、連邦權力を伸長するのに困難であったことを示しているべきであらう。マーンヤル長官の有名なマーブリ対マジンソン事件 *Marbury v. Madison* (1803) なども、十九世紀の後半まではほとんど活かされることが無かつたのである。

四

タイソン事件においては、一般的な商法が州の地方的な法に優ることがいわれているが、後に、それは不法行爲⁽¹⁾や、州(國)際私法⁽²⁾や、損害賠償⁽³⁾といったものなどにまで擴大され、連邦裁判所は州判例法に拘束されないといったタイソン事件の法則というべきものを樹立して行つたのである。タイソン事件を引用したり、その法則を適用している事件はかなり多くに及ぶが、本稿においては、その主要なものに従つて、タイソン事件の展開を見て行くこととする。

一八四五年のレイン對ウィック事件⁽⁴⁾において、マックリーン判事は明らかに、ストーリーの明らかにした原理に従つて「本裁判所は遺言書や文書については、州制定法の解釋における場合と同じく、州裁判所に従うものでない、とすることが當を得たことである。」⁽⁵⁾という。この判例はジャックソン對チユウ事件⁽⁶⁾とは異つているのであり、タイソン事件の線に従つて出来るだけ連邦裁判所の独立性を維持しようとしているのである。その後しばらくは連邦裁判所の権限を増大させる傾向を持つた判例はなかつたが、一八六二年にコモン・ローに關して連邦裁判所の独立性をほとんど完全なものとしたといわれるシカゴ市對ロピンス事件⁽⁷⁾を経て、タイソン事件の法則の發展の上に特記されている一八六四年のゲルベック對デユブク市事件⁽⁸⁾が見られるのである。

この事件は地方債の發行にからまる事件である。アイオワ州最高裁判所は市が市債を發行することを認めていたのに、後

になつてその判決をくつがえしていたのである。市債を無効とする判例は連邦裁判所では準據とされないとするのである。多數意見はソウエン判事 Sawyne J. によつて述べられている。すなわち、

「我々は州の法及び憲法に解釋を與えている當裁判所並びに最高の地方的裁判所の判例に注意しないのではない。州裁判所の判例に従うというのは、このような場合に、當裁判所で確定した法則であるともいえる。けれども、裁判所の歴史をかえりみると、明らかに多くの例外があつたのである、我々は眞實、正義及び法を犠牲に供することはしない、というのは、州裁判所は祭壇を設け、いけにえを決定しているようなものであるからである。」⁽⁹⁾

とされている。この多數意見は、グレイの評するところによると、形式においても、實質においても自信が無さそうなものである、とされている。⁽¹⁰⁾ この判例の少數派の意見はミラー判事 Miller J. によつて示されている。それは判例法創造の理論を示唆しているが、本稿の主題から考えると、その論旨は多數意見を完全に否定してしまふようなものではないのである。

一八八三年のバージエス對セリグマン事件⁽¹¹⁾を見ると、連邦裁判所は州の裁判所における制定法の解釋に従うことを拒否しているのである。ブラッドレイ判事 Bradley J. の意見によると、

「連邦の裁判所は、州法を行うに當り、州裁判所に從屬するのでなくて、州裁判所と同格の獨立した管轄權を持つのであり、法の意味や効果について、獨自の判斷をせざるをえない。」

そうして、通常の場合には、州裁判所が州法を解釋し、州の判例の諸法則を生み出すのであるが、

「このような確立した法則は、州裁判所におけると同じく、連邦裁判所においても法が何であるかを有權的に宣明しているものと考えられる。けれども、法が確定していない場合において、商法や一般法理を參照して判決をなすのは連邦裁判所である。」⁽¹²⁾

というのであり、ほとんどタイソン事件と一致した論據を取つてゐる。

タイソン事件の法則を採用したり、擴大して行くに當つて、多くの判例はグレイのいう「我々がそう望んでいるのだから、このように命ずる」*Sic volo, sic jubeo*⁽¹³⁾といった態度、いわば判決の効果を政策的に考へて判決するといった以上を出ていないといわれるが、ボルテイモア・オハイオ鐵道會社對バウ事件⁽¹⁴⁾では、充分であるとはいえないにしても、一つの理論づけをしていゝるものである。これはオハイオ州裁判所における法に反して、一般法——この場合は不法行爲に關する——にもとずいて決定されたものである。裁判所は、從來タイソン事件を扱つて來た諸判例を参照した後に、タイソン事件の法則の正しさを二つの點から説明してゐるのである。第一の點はタイソン事件があつたのに、連邦議會は一七八九年の裁判所法第三四條を改正しようとはしなかつたのである。そのことは、もしタイソン事件が明らかに第三四條の範圍を超えていれば、立法の本來の意圖を實現させるために制定法的手段によつて一層明白な法文を作成したであらう、それがなされないのは、タイソン事件の法則は法になつたものであることを、少くとも默認したのであると解しうるからである。第二點は疑問文の形で出されてゐる、すなわち、

「列車がボルテイモアからシカゴへ向けて走つていて、オハイオ州の領域内で、會社が列車を境界からすこしはなれたところに置かれた時に、列車の運轉手と會社との間の關係を規制する法が、列車全體の運轉手達と會社との關係を支えている法とは異るといえるだろうか。」⁽¹⁵⁾

といふのである。これはいささか意地悪い推定であるが、州際交通が發達した現在、事實、列車が二州にまたがつて急停車することは豫想出來ないことではない。この時に一人の運轉手がペンシルヴァニア州に、もう一人がオハイオ州に在ることは考えられる、この場合に發生した不法行爲についてどの州法を選ぶかということは、たしかに厄介なことでありその判斷を連邦裁判所に任せてしまうことは考えられる。

この判例はタイソン事件を擴大したといわれるが、直接にそれに答えるよりは、連邦議會の態度や、疑問文をもつて答へ

ているという點ではなお不明確である。さらに同判例にはフィールド判事 Field J. の少數意見がある。フィールドはタイソン事件によつて課せられた負擔をこれ以上持ちつづけることは望まなかつたし、フィールドによつてはタイソン事件の法則などというものは、はじめから辯護の餘地の無いものであつた、彼によると、

「この國の一般法といわれているもの——それは或る時代に裁判官が原理を特定の問題にあてはめて行く時に、一般法であると定めるのと同じものであるが——それは本裁判所において、法と法が相牴觸するのを統制するために、裁判所の意見において述べられているものである點に注意したい。そうして、私は、學識のある裁判官が、この原理をくりかえす習慣があり、その見解を通して、相牴觸している州法の問題を簡單に片付けてしまへるような便利な方法を選んでしまふのである。」⁽¹⁶⁾

二十世紀に入つて一九一〇年のクーン對フェアモント石炭會社事件⁽¹⁷⁾は、ゲルベック對デュブク市事件及びバージエス對セリグマン事件と極めて類似した原理を適用している。さらに一九二八年の黑白タクシー會社對茶黃タクシー會社事件⁽²⁰⁾（以下、タクシー會社事件と引用）においても、この事件で問題となつて來る事實からは、明らかに州法の適用をうけることが不利であるために、それを避ける目的で意圖的に州市民籍の相異を生じさせていることがうかがえるにもかかわらず、連邦裁判所は州の判例に従わなかつたのである。しかしながら、この二つの判例には、ホームズ判事 Holmes J. を含むそれぞれ三人の判事の反對意見がある⁽²¹⁾のであり、タイソン事件の法則も次第にその地位をおびやかされるようになって來ている。タクシー會社事件におけるホームズの意見を通して、その反對論の根據をうかがつて見よう、ホームズのいうところによると、

「私の意見では有力な（タイソン事件の）原理は、今まで分析されていない微妙な誤りをおかして受け入れられて來ている。もし私の主張が正しいとすれば、その誤りは合衆國裁判所の權限を憲法に反して押し進めているものである……故に私が誤りであると考へてゐることを述べるのが當をえたことであると思ふ、それは——本裁判所及び下級の裁判所において、くり

かえして取られて来た立場は、當事者は一般法については獨立した判決をうる権利があるというのである。この言葉によると合衆國の法にも、州の制定法にも服さない事柄を意味している。——ルイジアナ州以外では、大部分がコモン・ローといわれるものに服しているのである。……」

「コモン・ローの各部門について書いてある著作はそれを單位 *unit* と考え、それを本裁判所……イギリス及びイギリス植民地の判例から差別なく引用し、一つの著作の著者の觀念に従つて正邪を批判している。……もし、個々の州(國家)⁽²²⁾の法以外に先驗的に法が存在していたとすれば……合衆國の裁判所は獨立して判決する権利があることになる。けれども、このよ
うな法の體系は存在しない。……法はさまざまの意味で用いられる言葉である、だが、今日の裁判所において用いる意味での法は、それを拘束する明白な淵源なしに存在しないのである。州(國家)において強制されるかぎり、コモン・ローは……
一般的なコモン・ローでなくて、その州(國家)の權威にもとずいて行使される、その州(國家)の法なのである。……」(カ
ッコ内引用者)

というのである。いささか長文にわたつて引用したが、このホームズの意見においてはタイソン事件のいわゆる一般法が、實定法の領域を超えて、結局は法の無い状態へ導いてしまうことを豫想しているといえる。さらに又、州の判例については、「もし憲法の範圍内で、州が一般法上の争われている問題の一つを制定法で宣明すると、凡ゆる裁判所はそれに従う義務がある……それが口頭で言われたから効力が無いということには根據がないと思う。⁽²⁴⁾」
というのである。このことは明らかにタイソン事件への手きびしい反撃である。けれどもホームズの意見は少數であり、判例そのものとしてはタイソン事件の法則を支え、それを擴大しているものであつた。

このタクシー會社事件後の約十年間は、なお、タイソン事件の浸透が見られる。一九三三年のハウクス對ハミル事件⁽²⁵⁾は州の獨立した見解に従うことを拒絶し、一九三四年のバーンズ抵當會社對フリード事件⁽²⁶⁾では、最高裁判所は、巡廻控訴裁判所

の、單にコモン・ローや商人法を宣明しているにすぎない州制定法を解釋している州判例は連邦裁判所を拘束するものではない、という見解を認めている。同年のヒュウレット對シナイデル事件⁽²⁷⁾は、巡廻控訴裁判所のものであるが、パーカー判事 Parker J. によつて、明白にタイソン事件を支えている。すなわち、

「地方的な裁判所の法は、いうまでもなく法の證據として大いに尊重される。けれども、もしそれがコモン・ローの法則から離れているならば州の判例よりもコモン・ローに従うのが連邦裁判所の職務なのである。……合衆國はもはや單なる國家連合 confederation でなくて大きな國家 nation なのである。……スイフト對タイソンの法則を支えることは統一的な法を維持するものである。⁽²⁸⁾……」
というのである。

タイソン事件の發展の末期には、妥協的ともいえる、いささか特色のある見解が、カードーン判事 Cardozo J. によつて、一九三四年の相互生命保險會社對ジョンソン事件⁽²⁹⁾にあらわされている。この判決によると、連邦裁判所は、州の判決に一致しないことも許されているにしても、問題が「迷つて秤にかけられた」場合には、州の判例と一致する結果になるようにするのが禮儀 comity の問題であるといつて、實際問題として州の判例を用いるように努めているのである。

このようなタイソン事件の法則の發展を概観して來ると、これは明らかに州際間の企業や交通の増大や、南北戦争以後の連邦權力の伸長といった傾向によく應じたものであつたことが考えられるのである。けれども、それが實定法としては明確な一般法を適用させる結果となり、結果的には法の無い状態に歸つてしまうことになるおそれもあつたのである。

- (1) Hough v. Railway Co., 100 U. S. 213 (1879) ; Indianapolis & St. Louis R. R. Co. v. Hurst, 93 U. S. 291 (1876)
- (2) Greaves v. Neal, 57 Fed. 816 (CJD Mass. 1893) ; Dygert v. Vt. L. & Tr. Co., 94 Fed. 913 (CCA9th 1899)
- (3) Lake Shore & Michigan Southern R. R. Co. v. Prentice, 147 U. S. 101 (1893) 以上三つの判例は Moore, op. cit.,

pp. 310-11

- (4) Lane v. Vick, 3 How. 464 (1845)
- (5) Ibid., 476
- (6) 前出二七一—二八頁。
- (7) Chicago City v. Robbins, 2 Black 418 (1862)
- (8) Gebecke v. City of Dubuque, 1 Wall. 175 (1863)
- (9) Ibid., 206-7
- (10) Gray, op. cit., pp. 257-258 グレイの著書では二五一—五九頁にタインソン事件とその發展を論じているが、彼は主として司法における法創造、先例拘束の原理といった面から論じている。グレイについては、拙稿「アメリカ法を中心とした Judicial Lawmaking と關する序論的研究」(法學研究第二七卷第七號)五頁に簡單にふれた。
- (11) Burgess v. Seligman, 107 U. S. 20 (1883)
- (12) Ibid., 38-34
- (13) Gray, op. cit., p. 252
- (14) Baltimore & Ohio R. R. Co. v. Baugh, 149 U. S. 368 (1893)
- (15) Ibid., 378
- (16) Ibid., 401
- (17) Kuhn v. Fairmont Coal Co., 215 U. S. 349 (1910)
- (18) 前出三四—三五頁。
- (19) 前出三五頁。
- (20) Black & White Taxicab & Transfer Co. v. Brown & Yellow Taxicab & Transfer Co., 276 U. S. 518 (1928) この事件は後のタムキンス事件に引用されその缺點が指摘されている。従つて、事件の内容を立入つてながめて見ると、ケンタッキー州の茶黄タクシー會社と、同州のルイスヴィル・ナアツシュウィル鐵道が約束して、茶黄タクシー會社はケンタッキー州のボウリング・グリーン驛における駐車權の獨占を認められた、黑白タクシー會社は、これは獨占を禁止する州の公共の政策 public policy に反するものである、というので州裁判所で争つた結果、黑白タクシー會社の主張が認められた。ところが、その後茶黄タクシーは、おそらく州法の適用を

免かれるために、テネシー州で會社を組織し、テネシー州の法人として、ケンタッキー州の法人である前記鐵道會社と同じ獨占を含む契約を結んだ。そこで争が再び黑白タタニーとの間に生じ、連邦裁判所に解決を求めたのである。

(21) ターン對フエアメント石炭會社事件においては、ホームズ、ホワイト White 及びマッキナー McKenna の、タクシー會社事件ではホームズ、ブランドニス Brandies 及びストーン Stone の反對意見が見られる。この中のブランドニス判事が後のタムキンズ事件で多数を代表していることは興味がある。

(22) これはいうまでもなく state の譯である、ホームズ判事の意見の前の部分ではイギリスや植民地のことなどと關連して用いているのだから國家と譯しても良いと思う、しかし後の部分では明らかに州を指していると思われるので、カッコを使って言葉を重ねた。

(23) B. & W. Taxicab & Tran. Co. v. B. & Y. Taxicab & Tran. Co., op. cit., 532-34

(24) Ibid, 518

(25) Hawks v. Hamill, 288 U. S. 52 (1933)

(26) Burns Mortgage Co. v. Fried, 292 U. S. 487 (1934) この判例とはほとんど同じ性質のものとして Marine Nat. Exchange

Bank v. Kalt-Zimmer Mfg. Co., 293 U. S. 357 (1934) が有名。

(27) Hewlett v. Schadel, 68 Ed 502 (CCA 4, 1934)

(28) Ibid, 504

(29) Mutual Life Insurance Co. v. Johnson, 293 U. S. 335

五

このようにタイソン事件は一九三八年のタムキンズ事件にいたるまでは、その末期にいたつてはそれを批判する意見が現れて來たとはいいながら、連邦裁判所の州法に對する態度を明らかにしている判例として重要視されて來ていたのである。タイソン事件の法則を信ずる者にとつては、それが合衆國におけるばらばらになつた管轄權を統一する役割を果すものであると考へられていたのである。⁽¹⁾ そうしてストーリーリ自身がこのような結果を望んでいたともいえるのである。特にタイソン事件において扱われた商法の世界において統一法が望ましいものであることはいうまでもないのである。この意味において

は統一法典運動やアメリカ法律協會のリストイメントの事業などは明らかに法の統一化への試みという點においては、タイソン事件の法則とその性質を一にしているともいえるのである。

とにかく批判がありながらも、タイソン事件をくつがえすことはなかつたのであるが、タムキンズ事件⁽²⁾においてブランドイス判事によつて先ず、「本事件の判決に當つて問題となるのは、しばしば問題とされて來た、スイフト對タイソン事件の原理が不承認とされるかどうかといふことである。」⁽³⁾と問いかけ、それを不承認としたことが生じて來たのである。ブランドイスの根據としたところは次の三點である。第一に、タイソン事件における第三四條の解釋は歴史的に見て不確實である。第二に非政策的である。第三にホームズ判事がいつているように、合衆國憲法に反して連邦裁判所の權限を推し進めている、といった點である。ブランドイスの意見に立ち入つてこの三點を考へてみたい。

先ず、ブランドイスは、タイソン事件におけるストーリーの論旨の概要を述べ、

「連邦裁判所は『一般法』の廣汎な分野において、連邦議會が明らかに制定法として制定する權限が無いのに、判決の法則を宣言する權限があると推論している。……けれども(第三四條の)原典を吟味した最近の有力な學者の研究によると、第三四條の解釋について裁判所によつてなされた解釋は誤つているといわれるのである。そうして、この條文は單に次のようなことを明らかにしているだけである。それは、若干の連邦法が行われている場合を除いて、市民權の差異から生ずる管轄權の問題が存する場合以外は、連邦裁判所は成文法と並んで、不文の州法も判決の法則として適用するのである。」⁽⁴⁾(カッポ内引用者)

という。もつとも第三四條の解釋の當否の論據は明らかでない、それは、一つには先例をくつがえす判例であるから、既存の判例に準據すべきものがないのは當然であるともいえる。それならもうすこし立ち入つて論じられるべきものである。學説上はタイソン事件に對して批判的なものがある⁽⁵⁾、例えばグレイにおいては、この場合の「法」を問題にして、英米法理

における基本問題の一つである、判例は法を宣明するものか、法を創るものかといった點から考え、ストーリーイは明らかに前者——ブラックストーンの立場——をとり、判例を法とは何であるかということの證據であるという宣明説の立場であり、判例がそのまま法であるとしているわけではないのである、だから、このことが一般法の宣明となつたともいえるのである。ブランドイスの立場はグレイと全く一致しているわけではないが、彼のバウンドやカードーズ等と並べられる立場から、グレイに近づいていることは否定出来ない。

第二點は政策的な觀點からの考察である。この點からは、タイソン事件の法則からは必ずしも豫期されたような法の統一は實現されないものであり、州裁判所が存在するかぎり州法は分離する傾向を避けられない。しかも

「市民籍を異にするために差別が生ずることを豫防するために管轄權に關する問題が定められている。スイフト對タイソン事件は、市民に對して非市民による大きな差別をもたらしたものである。この判例では、法の執行が州裁判所或は連邦裁判所のどちらかでなされるためにその結果が異つて來る不文の『一般法』の下の權利を享受させるのであり、そのような權利を決定する裁判所を選択する特權は非市民にあることになり、この原理は法の平等保護 *equal protection of law* を不可能にしてしまう。」⁽⁸⁾

というのであり、このことは連邦裁判所が獨立した判決をなしうる「一般法」の分野が廣汎にわたるものであることから結果しているものと考えられる。又、この差別は、市民籍を異にするために生ずる管轄權の問題について、連邦の法則を適用する者の範圍が廣汎であることに結果するのであり、連邦のこのような管轄權のために、個々の市民は自分の州の法をのがれて連邦の法則を適用してもらえようになつているのである。そこでは、

「もし、單に制定法の解釋だけが包含されているならば、我々はほとんど一世紀の間廣汎に適用されて來た原理を廢してしまふべきではない、けれども、そこで追求された過程の違憲性は明白にされなければならない、……。」⁽⁹⁾

と説いている。このようなブランドアイスの意見からは、今なお存在している州市民籍の差異と、平等保護の原則をどのように調和させるかといった苦心が見られるのであり、この點では、タインソン事件の法則が適用されたタクシー會社事件で、連邦裁判所が責むべき當事者を保護していることに對する反論ともいえるのである。

第三點については、ブランドアイスは、すでに紹介したフィールド⁽¹⁰⁾やホームズの少數意見をかなり長文にわたつて引用し、さらに、

「連邦憲法及び連邦議會の法律によつて支配されている事項を除いて、如何なる事件に適用される法も州法であるといえるのである。州の法が制定法という形式で立法部によつて宣明されていようと、判例の形で最高裁判所によつて表明されていようと、それは連邦には關係のない事である。連邦の一般的なコモン・ローといったものは存在しない。それが商法だろうと、不法行爲法だろうと、地方的にしても『一般的』にしても連邦議會は州において行いうる實體的なコモン・ローを表明する権限はないのである。憲法のどの條文も連邦裁判所にそのような権限を與えていない。⁽¹²⁾」

「……この(タインソンの)原理を適用するに當り、——我々の意見では——本裁判所及び下級の裁判所は憲法によつて州に残された權利を侵害していたものである。⁽¹³⁾」(カッコ内引用者)と述べている。

この判決には、リード判事 Reed J. の補足意見があり、それには「それが連邦裁判所によつて『行われた過程』の違憲性に根據を置いている、という範圍を除いて……この事件の結論に一致する。⁽¹⁴⁾」

といったものであり、タムキンズ事件の根據を擴げすぎることに対する反對があり、又、バトラー判事 Butler J. とマイックレイノルド判事 McReynold J. の反對もあるが、この判例において遂に賛成と反對は攻守をかえるにいたつたのである。

(1) Wendell; op. cit., p. 182

(2) エリー鐵道會社對タムキンズ事件は、タムキンズが暗い夜にペンシルヴァニア州でエリー鐵道の線路のそばの良く使われている小道を歩いていた時、列車が走つて来て、その列車の戸が開いていたためにぶつかつて怪我をして、その損害賠償を訴えた。その事件はペンシルヴァニア州裁判所か、同州にある連邦裁判所、會社の本社があるニュー・ヨークの州裁判所か、同州の連邦裁判所といった四つのものの中の一つを選ぶことになる。常道としてはペンシルヴァニア州裁判所に提起すべきものであるが、その州ではタムキンズに不利になることが分つていたので、ニュー・ヨークへ持つて行つた。ところが、ニュー・ヨークの州裁判所では、州際私法上の規定によつてペンシルヴァニアの州法が適用されるのでこの裁判所は避けた。しかれば、ペンシルヴァニアの連邦裁判所に提起すべきであろうが——おそらくカードソンの禮讓の原則でも予想したのか、その場合にペンシルヴァニアの州法に「敬意」を表するかもしれないから——もつともペンシルヴァニアの州法から遠いニュー・ヨーク州の連邦裁判所へ訴え、巡廻控訴裁判所で、タムキンズは三萬ドルの損害賠償をえたのである。

(3) Erie R. R. Co. v. Tompkins, op. cit., 69

(4) Ibid., 71-72

(5) 例へば Gray; op. cit., pp. 254-56; Trickett; Non Federal Law Administered in Federal Courts, 40 Am. L. Rev 819, 821-24 (1808)

(6) 法における宣明説と創造説といつた問題、特にアメリカにおける意義については拙稿(前出四〇頁)参照。

(7) フランタイスの法理論については、鶴飼信成著「現代アメリカ法學」九五—一〇二頁に見られる。

(8) Erie R. R. Co. v. Tompkins, op. cit., 74-75

(9) Ibid., 77-78

(10) 前出三七頁。

(11) 前出三七—三八頁。

(12) Erie R. R. Co. v. Tompkins, op. cit., 78

(13) Ibid., 80

(14) Ibid., 90

合衆國連邦裁判所における州法

六

タムキンズ事件の判決は、學說や判例にそのきざしは表われていたが、結果はなお豫期に反したものであつたのである。それをめぐる論議について深く立ち入ることは出来ないが、考えられる若干の問題を取り上げてみたい。

その一つは、タムキンズ事件の中には明示されていないが、「法」の言葉の解釋が、タイソン事件の時代においてさほど嚴密に用いられなかつたものが、分析法學、或は多かれ少なかれそれに影響された法學の發達から、その意味を明白にして行く要求が生じたのであり、ストーリーイ判事の時代の、實定法とそれ以外の法——自然法とでもいえよう——との混亂から、明白に實定法の位置づけをしようとしたものであるとも考えられ、第三四條における「法」を現代の要求に従つて新しく意味づけたともいえるのである。

さて、タムキンズ事件は實體法については州法の支配を明らかにしているが、このことから州民と非州民との間に不平等を生じないか、又、合衆國が、一つの國家 nation としての性格を強くしている際に、タムキンズ事件は州法を強調し、そのために不便を生ずることはないか、いささか政策的な面から考えてみよう。

これについて、タムキンズ事件は實體法に關するものであるから、残された手續を統一することによつて、豫想される弊害は減少しうるかもしれない、連邦民事訴訟規則などは明らかにこの意圖を持つたものであるといえる。もちろん、權利そのものよりも救済を重んずる英米法の傳統的な理念から、このように考えることも一つの意味を持つてゐるかもしれない、けれども、現實に多くの法域に分れ、判例の洪水といわれている合衆國において、又、古代のように、實體的な權利義務なしに争が解決されているならばいざしらず、法による裁判を行う場合にたとえ英米法においても實體法を無視することは出来ないはずである。合衆國において、司法部が法を創るといわれるにしても、又、事實裁判官が法を創つてゐるともいえる

けれども、裁判が法によつていないとはいえない。タムキンズ事件が實體法については四八州の獨自性を認めることになつたとすると、その時に、現在の合衆國の要求である法の統一とはどのように關連づけられるであらうか。この點においてはタムキンズ事件は從來の判例の持つていた長所を失つたといえる。けれどもタイソン事件の法則の時代にあつても、州はその個有の法をかなり廣汎にわたつて樹立していたものである。従つてタムキンズ事件そのものの影響は後にまたなければならぬ。しかも、合衆國の法の統一については、統一法運動、事實上の法典化であるリステイトメントが行きわたり、裁判所をまたなくてもその他の手段を通してこの意圖は實現されて行つているといえるであらう。タムキンズ事件の最も大きな意義としては、連邦裁判所においても、州裁判所においても、差別のない法を適用としたものであり、州間において生ずる差別の問題よりも、一州の中で結局は二つの原則を適用してしまふことから生ずる矛盾と差別を無くそうと試みられたもの⁽¹⁾ということが出来るのである。

(1) 結びを書くに當つては、前出の Moore, Wendell 等の外に R. Forrester: Federal Jurisdiction and Procedure, p. 481 を参照とした。なおタムキンズ事件に關する著書・論評もかなり多いが、本稿ではタムキンズ事件までを取扱つた。

(本稿は慶應義塾學事振興資金にもとづく研究の一部である。)